

なかの



Vol. 235

(2ページに写真説明)

URL <http://www.nakanohoujinkai.or.jp>

掲 示 板 (1~5月行事予定表)



月	日	時 間	内 容	会 場	備 考
1月	7日(木)	※コロナ感染拡大防止を考慮して、署長講演会並びに新年賀詞交歓会は、中止とさせていただきます。			
	11日(月)祝	12:30~&15:30~	中野区成人のつどい(成人式)	サンブラザホール	
	14日(木)	10:30~11:30	中野税務懇談会	署・別館2階会議室	会長・佐藤
	20日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	法 人 会 館	
	21日(木)	13:30~15:30	新設法人説明会	法 人 会 館	
2月	2日(火)	13:30~16:00	書き方説明会	法 人 会 館	12・1・2月決算
	4日(木)	16:00~17:00	中野法人会経営塾第四弾(確定申告研修会)	法 人 会 館	
	5日(金)	17:00~18:00	青年部会・第559回研修会	法 人 会 館	
	9日(火)	16:30~18:30	中野法人会経営塾第五弾(事業承継セミナー)	法 人 会 館	
	10日(水)	13:00~17:00	※無料法律相談(先ずはTELして下さい)	法 人 会 館	
3月	1日(月)	13:00~17:00	※無料法律相談(先ずはTELして下さい)	法 人 会 館	
	8・9・10・11日	9:30~	生活習慣病健診	中野サンブラザ	
	18日(木)	17:00~18:00	理事会	中野サンブラザ1F サザンモザイク	
	24日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会(予定)	会 場 未 定	
	25日(木)	13:30~15:30	新設法人説明会	法 人 会 館	
4月	6日(火)	13:30~16:00	書き方説明会	法 人 会 館	3月決算
	14日(水)	10:30~11:30	中野税務懇談会	署・別館2階会議室	会長・佐藤
	21日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	法 人 会 館	
	22日(木)	17:00~18:00	理事会	中野サンブラザ	
	11日(火)	16:00~17:00	(第1部)第10回通常総会	中野サンブラザ 3Fサザンモザイク	
5月	//	17:15~18:00	(第2部)感謝状贈呈式	中野サンブラザ 3Fサザンモザイク	
	12日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	法 人 会 館	
	13日(木)	13:30~15:30	新設法人説明会	法 人 会 館	

1月号の目次

「新春対談(井崎署長・宮島会長)」

2021 VOL.235

年頭の辞 中野法人会 宮島会長	3	中野区だより(コロナウィルスに関する支援制度)他	10
令和2年度納税表彰式等	3	令和3年度税制改正に関する提言	10~13
新春対談 中野税務署 井崎署長	4・5	“税の作文コンクール”入賞作品・本部だより	14
中野法人会 宮島会長	4・5	部会だより(青年部会)(ゴルフ・ボウリング・租税教室)他	14
謹賀新年 中野都税事務所 安藤敏朗様	6	活発な事業・研修を展開(実務講座&法律セミナー)	15
都税だより&功労者表彰式	6	部会だより(源泉研究部会)「第9回税の川柳コンクール入賞発表」	15
税務署だより(確定申告案内)	7	第11回「税に関する絵はがきコンクール」	16
知っとくと得情報(税の豆知識)(山岡先生)	8・9		

●表紙(写真説明).....第19回フォト・コンテスト入賞『太陽が...』 弁護士 辻山尚志 様

発行所 (公社)中野法人会 〒165-0026 東京都中野区新井2-33-6 電話 (3388) 6896 FAX (3388) 2550 e-mail houjin@onyx.dti.ne.jp
編集:広報委員会 印刷:友美堂 〒164-0013 東京都中野区弥生町6-5-7 電話 (3381) 1423 FAX (3381) 1743

中野法人会の

無料法律相談

お気軽にどうぞ!!
(まずはお電話を...)

実施日時: 1/6(水)、2/10(水)、3/1(月)、4/5(月)、5/10(月) 13:00~17:00(相談時間は、1案件:45分)
TEL: 03-3388-6896 FAX: 03-3388-2550 (担当) 佐藤・三國



年頭の辞

Withコロナという新しい日常生活をベースに、事業を展開！



中野法人会長
宮島茂明

新年明けましておめでとうございます。

皆様には、希望に満ちた新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

平素は、当法人会の運営に多大なご尽力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、昨年は、本来オリンピックイヤーという事で凄い盛り上がりの年になるはずでした。海外からも多くの観光客が来日する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症という、今まで経験した事がない感染症流行に伴い、緊急事態宣言の発令、リモートワークの推奨、時間差通勤、飲食の自粛など、これまで当たり前で過ごしていた生活が一転してしまいました。飲食業界はもとより、会員の皆様も、このコロナ騒動でかなりの打撃を受けたかと思います。

当会も、予定した様々な事業が中止になったり、三密を避けながら参加人数を少なくしたりして何とか実施して参りました。中野税務署の担当者を講師にお願いしての説明会や研修会ですが、11月より、「年末調整説明会」始め「新設法人説明会・決算法人説明会」など、再開して頂いております。

法人会として最も大事な「公益事業＝社会貢献事業」が、全て出来ないという事態になってしま

いましたが、現在、「地球温暖化対策報告書」を東京都に提出すべく準備を進めております。因みに昨年度は、124社から提出して頂きまして、東京法人会連合会としては、第1位の成績でございました。皆様のご協力に感謝申し上げます。

又、青年部会が行なっている「租税教室」は、コロナ禍に対応して、「新しいバージョン」で実施してきており、2月までに11校で実施の予定です。

女性部会主催の小学生を対象にした「税に関する絵はがきコンクール」ですが、生徒の皆様は、少ない夏休みを利用して描いて頂き、区内12校より436作品の応募を頂きました。源泉研究部会主催の「税の川柳コンクール」も、227作品の応募を頂きました。本当にありがとうございます。

今年度も、本部・支部役員の皆様、青年部会・女性部会の皆様にご協力を頂き、コロナ禍の中ではありますが、“更に、魅力ある法人会の構築を”と決意しております。「法人会」の様々な事業を通し、地域の皆様にご理解頂けるよう努めて参ります。ホットラインの活用、web会議、ライブ配信による研修会等、実施して参りたいと思います。

オリンピックの開催、中野駅前への更なる開発等、明るいニュースもございますので、希望を持って日々精進して参りたいと思います。

皆様のご健勝、企業の益々のご発展を心よりお祈り申し上げまして年頭の挨拶と致します。

令和2年度 納税表彰式等

11月10日、中野税務署内で「令和2年度・納税表彰式」が行われました。（右・受彰者）

高山義章様（納貯）も、感謝状を受彰されました。川村洋治様（相談役）が、東京国税局長表彰を受彰されました。

また、秋の叙勲で高野允雄様（相談役）が藍綬褒章を受彰されました。

《中野税務署長表彰》（順不同）

川村 能正様（副会長・組織委員長）

沼尾 秀夫様（理事・第2副支部長）

《中野税務署長感謝状》

竹下 芳様（理事・第8副支部長）

安田 一也様（理事・第6副支部長）



井嶋署長様



川村洋治様



高野允雄様



（署長感謝状）（署長表彰） 宮島会長 （署長表彰）（署長感謝状）
竹下 芳様 川村能正様 沼尾秀夫様 安田一也様

新春対談



司会 (広報委員長): 新年明けましておめでとうございます。今年も宜しくお願い致します。新春対談ということで、企画をさせて頂きました。井崎署長、宮島会長どうぞ宜しくお願い致します。

会長: 明けましておめでとうございます。本年も宜しくお願い致します。

署長: 明けましておめでとうございます。昨年中は、税務全般にわたりご協力頂きましてありがとうございます。本年もどうぞ宜しくお願い致します。

司会: 井崎署長にお伺いしたいと思います。昨年の異動で中野に赴任をされて、着任後、中野についての印象や、感じられたことなどをお話し頂ければと思います。

中野は魅力ある幅広い世代が集う街

署長: 私は、埼玉県越谷市に住んでおり中野税務署に赴任する以前、中野区に来たのはコンサートを観るため中野サンプラザに2、3回来ただけで、ほとんど中野区のことは知りませんでした。赴任しての印象は、大変魅力のある街でこれから注目される街だと思いました。それは、「中野サンモール」や「中野ブロードウェイ」など古き良き街並みと警察学校の跡地に整備された公園、商業ビル、大学のキャンパスなど新しき街並みが融合している街だからです。さらに「中野駅周辺まちづくり」が完成すると魅力がさらに増し、若者から年配者までの幅広い世代が集う活気のある街になることが容易に想像できます。

司会: 井崎署長ありがとうございます。

宮島会長、この一年を振り返っていかがだったでしょうか。

コロナの発生で事業計画が困難に！

会長: 昨年の2月以降、新型コロナの発生ということで、感染症が拡大し、特に4・5月は外出規

制等も入り、中野法人会としまして、例年企画しているイベントへの参加、また講演会、研修会等すべて思うように開催することが出来ませんでした。

11月以降、中野区としては、本来イベント等の開催が始まる予定でしたが、以前にも増して感染症の拡大による第3波が到来して、結局、開催が不可能となってしまう何もできなかったことを反省しております。

Withコロナということで、今後の法人会のあり方等、思考しております。昨年度は、井崎署長とお会いする機会も少なく、新年から懇親を深めることが出来る予定で1月7日の新年賀詞交歓会の開催をと思って参りましたが、中止せざる得ない状況で誠に残念ですし、会員の皆様においては尚更かなと思っております。

司会: 宮島会長、ありがとうございました。それでは年頭ということで、今年の抱負をお聞かせ頂ければと思います。井崎署長お願い致します。

スマート税務行政に進化・円滑な確定申告

署長: 国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現すること」を達成するためには、納税者サービスの充実と適正・公正な課税・徴収が重要であり、「税務行政の将来像」では、ICTの活用による「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化、高度化」を柱として、「スマート税務行政」に進化していくことが示されています。

新型コロナウイルス感染症対応で税務署の事務はかなり影響を受けていますが、「ピンチをチャンスに変える」ため、感染拡大の防止策にもなるe-TaxをはじめとしたICT





（左から木村広報委員長・宮島会長・井崎署長）

を活用した利便性の高い申告・納付手段について、更なる利用拡大に取り組んでおります。法人会会員の皆様、ご協力をお願いします。特に、確定申告会場は三密になり易い場所のため、中野大好きナカノさんは、「好きな時に…好きな場所から…やって見ようかな…自宅等からのスマホやパソコンを使っの確定申告。」とPRしています。会員の皆さん、従業員の方々に対しての働き掛けをお願いします。



司会：署長ありがとうございました。

それでは、宮島会長、今年の抱負をお願いします。

IT等の活用でコロナ感染症に対応！

会長：今年度は、コロナ感染症の拡大に対応して、法人会活動を、IT活用、ホームページの活用、web会議システムの導入、税務署とのホットラインの拡充など、様々な面で会員サービスに心がけていきたいと思っております。

今、コロナの影響で、税務署の皆様との結びつきが困難であることは承知していますが、やはり、従来のように何らかの接点が大事なと思っておりますので、今後は、その辺も含めていろいろな形での連絡等、意見交換等が出来るよう考えていきたいと思っております。

今年度、中野法人会は、5月に役員改選もありますので、新メンバーで次の時代を考えていてもらいたいと思っております。税務署の皆様にも更なるご理解とご協力をお願い致します。

司会：ありがとうございました。それでは、井崎署長様の休日の過ごし方やご趣味などがあればお聞かせ頂きたいと思います。

乗り鉄と城廻（10年後200登城を目指して）

署長：趣味は、乗り鉄と城廻です。今年60歳の誕生日に「日本100名城」及び「続日本100名城」のスタンプラリーに参加し、47都道府県の200城に70歳までに登城する目標を立てました。なぜ今城廻しているかというと、城は山城が多く、体力があるうちは城廻をしたいと考えたからです。

現在、宮城県、福島県、山梨県、長野県は制覇しました。乗り鉄の方も実はJRを全部制覇しようと、今、三分の二ぐらいまでできています。以前は、乗り鉄を主に城廻もしていました。今まで登城して印象深かった城は、一番は宇和島城（愛媛県）、二番目は今帰仁城（沖縄県）、三番目は姫路城（兵庫県）、四番目は熊本城（熊本県）、五番目が犬山城（愛知県）です。是非、皆様も登城してはいかがでしょうか。

司会：本日はお忙しいところ大変ありがとうございました。

法人会の更なる発展の為に、役員一同一致団結して頑張っ参ります。様々にお世話になります、本年もどうぞ宜しくお願い致します。

中野大好き × 中野税務懇談会
ナカノさん 中野税務署

確定申告はスマホで





謹 賀 新 年

中野都税事務所
所長 安藤 敏朗

新年明けましておめでとうございます。

公益社団法人中野法人会におかれましては、宮島会長をはじめ役員並びに会員の皆様、新年をお健やかに迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

昨年中は、法人会の諸活動や御事業を通じまして、都政並びに都の税務行政の運営に多大の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にも積極的に取り組んでいただいておりますことに重ねて御礼申し上げます。

さて、今年改めて開催する、オリンピック・パラリンピックにつきましては、「見えざる敵」に打ち勝ち、その絆をさらに強めた象徴となる、極めて意義の高い大会であります。大会の主役であるアスリートの方々をはじめ、ボランティア等の皆様方、大会を心待ちにしているすべての人々のために、国・組織委員会と力を合わせて感染症対策に万全を期すことで大会成功への確かな道のりを歩んでまいります。

また、東京都では「新しい日常」の定着を図り、デジタルトランスフォーメーションを推進しながら、一人ひとりの持続可能な生活を実現していくために、都政の新たな羅針盤となる「長期戦略」を年度内に策定します。都民の皆様方と共に「成長」と「成熟」が両立した東京の輝かしい未来を創りあげてまいります。

東京が持つ資源を最大限に活用し、様々な戦略を展開するうえで、皆様から納めていただく都税は大切な財源となります。私ども東京都主税局は、皆様からの御協力をいただきながら、都税収入の確保に一層努めるとともに、環境対策や中小企業支援対策などにおいて、税制面からの支援も継続してまいります。

中野都税事務所としましても、納税者の皆様の視点に立ち、親切できめ細やかな対応を心がけ、適正かつ公平な税務行政の推進と、効率的な事務運営に、更に努めていく所存でございます。

本年も引き続き、中野法人会の皆様方の一層のお力添えを賜りますよう、切にお願い申し上げます。

結びに、本年が災害のない穏やかで平和な年でありますように、そして公益社団法人中野法人会の益々の御発展と、会員の皆様方の御健勝、更なる御活躍を心から祈念申し上げます。新年の御挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



都 税 だ よ り



中野都税事務所

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等の 令和3年度分の固定資産税・都市計画税の軽減制度について

■ 対象者・対象資産

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により、**事業収入が一定程度減少(※1)**した中小企業者等(※2)で**令和3年2月1日(月)までに特例の申告をされた場合**、**事業用家屋及び償却資産**に係る**令和3年度分の固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロ**とします。

※1 **令和2年2月～10月までの間における任意の連続する3ヶ月の事業収入が、前年の同期間と比べ**

30%以上50%未満減少している方	50%以上減少している方
2分の1	ゼロ

※2 資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人(資本又は出資を有しない法人は従業員数1,000人以下)又は常時使用する従業員数が1,000人以下の個人等が該当します。性風俗関連特殊営業を営んでいる方を除きます。

■ 提出書類 ※詳細については、主税局ホームページをご確認ください。

- (1) 特例申告書 (2) 特例対象資産一覧 (3) 収入が減少したことを証する書類(写)
(4) (個人事業主で事業用家屋を所有している場合) 特例対象家屋の事業専用割合を示す書類(写)



申告期限(令和3年2月1日消印有効)を過ぎた場合、軽減措置を受けることができなくなりますので、必ず期限内にご申告いただきますようお願いいたします。



令和2年度税務功労者感謝状贈呈式

11月19日、中野都税事務所において贈呈式が行われ、永年の税務功労者として、高野郁子様(常任理事=女性部会長)が受彰されました。誠にありがとうございます。



安藤署長様 高野郁子様



宮島会長と…

税 務 署 だ よ り



中野税務署からのお知らせ



【問合せ先】〒164-8566 中野区中野4-9-15 Ⅱ03(3387)8111(代表)

※お電話は自動音声によりご案内しており、担当者がご用件にお答えします。

申告書は、国税庁ホームページで作成できます！

STEP 「国税庁ホームページ」へアクセス

1

国税庁ホームページでは、所得税・消費税の申告書、青色申告決算書・収支内訳書などを作成することができます。

STEP 申告書を作成

2

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます。自動計算なので計算誤りがありません。

STEP e-Taxで送信して提出

3

①マイナンバーカードを使って送信

マイナンバーカード、ICカードリーダライタ又はマイナンバーカード対応のスマートフォンをご用意ください。

②IDとパスワードで送信

「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。



申告書作成会場の開設期間

開 設 期 間	会 場	所 在 地	時 間
2月16日(火) ～3月15日(月) ※土、日及び祝日を除きます。(注)	LUMINE O (ルミネゼロ)	渋谷区千駄ヶ谷 5-24-55 NEWoMan 5階 「バスタ新宿」上	【受付】 午前8時30分～午後4時まで 【相談】 午前9時15分～

(注)ただし、2月21日(日)及び2月28日(日)は開場します。

- 会場開設日及び最終週は、たいへんな混雑が予想されますので、ご了承ください。
- 会場の駐車場は有料となります。
- 会場には納税窓口がありません。納税は、振替納税をご利用いただくか、納期限までに最寄りの金融機関をご利用ください。
- 混雑の状況によっては長時間お待ちいただくこともありますので、ご了承ください。

○ご自宅等で作成した申告書は、ルミネゼロではなく直接税務署へお持ちいただくか郵送にてご提出ください。

○中野税務署内には、申告書作成会場を開設しておりませんのでご了承ください。



JR新宿駅新南エリア直結
甲州街道改札を出て右折又は新南改札を出て左折
エスカレーターで5階へ

会場は混雑しますので、ID・パスワード方式を利用したご自宅からのe-Tax申告がおすすめです。

知つとくと (得) 情報 = 税の豆知識 =

税理士
山 岡 修 治

〒101-0047
千代田区内神田 1-2-2
小川ビル 7 階
神田合同税理士事務所
TEL 03 (3518) 2711(代)
FAX 03 (3518) 2712
携帯 090 (2212) 0306
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



明けましておめでとうございます。本年も「税の豆知識」をよろしくお願いいたします。

さて、新年号であります今回は、数年後には紙幣や硬貨が不要になるかもしれないという「デジタル通貨」の説明をします。昨年 1 月、日銀はヨーロッパの中央銀行などとともに、電子的な通貨「デジタル通貨」の研究に乗り出す方針を打ち出しました。

1 デジタル通貨とは？

デジタル通貨という言葉については、明確な定義はありませんが、ここでは「デジタルデータに変換された、通貨として利用可能なもの」として説明します。広い意味では、紙幣や硬貨といった現金ではない、電子マネーや仮想通貨といったものが、すべてデジタル通貨にあてはまりますが、仮想通貨は、特定国家による保証はありません。

2 デジタル通貨を巡る最近の流れ

令和2. 1. 22 日銀がデジタル通貨の研究に乗り出す旨の方針を打ち出し、欧州中央銀行 (ECB) と共同研究を始めました。日銀が研究に乗り出すデジタル通貨は「現金に替わる決済手段として中央銀行が発行する電子的な通貨」と説明されています。

令和2. 7. 17 閣議決定の経済財政運営と改革の基本方針「骨太の方針」の中で、国家の中央銀行が発行するデジタル通貨について、「日本銀行において技術的な検証を狙いとした実証実験を行うなど、各国と連携しつつ検討を行う」と示されました。

令和2. 7. 20 日本銀行内に「デジタル通貨グループ」が設置されました。

令和2. 10. 9 欧州中央銀行と日銀は、実際に発行する際の基本原則を公表しました。また日銀は、デジタル通貨発行の実証実験を令和 3 年度に実施すると発表しました。これらは、デジタル通貨の準備で先行する中国への警戒感からで、日米欧と中国でデジタル通貨の主導権を巡る争いに発展しつつあります。

3 国家の中央銀行が発行するデジタル通貨

国家の中央銀行が発行するデジタル通貨は、CBDCと呼ばれています。CBDCは「Central Bank Digital Currency」の略語で、日本では「中央銀行発行デジタル通貨」と呼ばれます。紙幣や硬貨といった現物を持たず、電子マネーや仮想通貨のようにデータとしてのみ存在します。

4 CBDCのメリット・デメリット

[国家側]

○メリット

- ・紙幣や貨幣の製造、流通、管理、廃棄に関わるコストを削減できる
- ・利用履歴が残るため、マネーロンダリングや脱税、違法組織への送金などを防げる

○デメリット

- ・クラッキング (*) や偽造に対する最高レベルの強度が必要で、技術的なハードルが高い
- ・商習慣の大きな変化につながり、予期しないデメリットが生まれる可能性がある

*クラッキングとは、悪意を持った第三者によってコンピュータへの不正侵入やデータ改ざんなどが行われること

[国民側]

○メリット

- ・銀行口座がなくても、各種決済サービスを利用できる
- ・現金が不要なので、紛失や盗難のリスクが低くなる
- ・収入、支出がすべて記録されるため、納税などの手続きが楽になる

○デメリット

- ・すべての店舗でCBDCへの対応が必要になるため、コストがかかる

5 何故、急いでデジタル通貨を研究するのか？

デジタル通貨の研究を急ぐ背景には、いくつかのメリットがあることと、その他の事情があります。

- (1) 中央銀行が発行するデジタル通貨は信頼性が高く、現金を使わずスマートフォンなどで支払いができるキャッシュレスの普及につながると指摘されています。
- (2) 通貨の偽造や脱税などの不正防止にもつながるメリットがあるとされています。
- (3) 各国の中央銀行の動きが活発になるきっかけになった出来事が2つあります。

①アメリカのフェイスブックが打ち出した暗号資産の一種でデジタルコインとも呼ばれる「リブラ」の構想です。膨大な数のユーザーが国境を越えてリブラを使うようになれば、ドルやユーロ、円など各国が発行する通貨の役割が低下し、リブラが主要な決済手段に置き換わる可能性があります。

②「デジタル人民元」の準備を加速している中国の存在です。国内で「スマホ決済」が広く普及していることに加え、デジタル通貨の分野で主導権を握ることで人民元の国際化を進め、世界の基軸通貨・ドルに対抗する狙いがあるとも言われています。

中国の動きをみてECB（ヨーロッパ中央銀行）も、域内で使えるデジタル通貨の発行の可能性を検討する考えを表明し、こうした動きに背中を押される形で、これまで内部で研究はしていたものの、デジタル通貨の発行には慎重な姿勢だった日銀も一歩踏み出したものと見られます。

6 デジタル通貨を巡る最新の動き

- (1) 中国人民銀行はデジタル通貨「デジタル人民元」の発行に向けて、令和2年10月12日から1週間、広東州深圳市で住民や店舗が参加する大規模な実証実験を実施しました。発行総額は1000万元（約1億6000万円）で、抽選に当たった住民は専用アプリをスマートフォンにダウンロードして、200元分のデジタル人民元が入った「紅包（ホンパオ）（お年玉）」を受け取り、対象店舗で利用いたしました。
- (2) 読売新聞は令和2年11月18日、3メガバンクなどが参加するデジタル通貨の検討会が、令和3年度に大規模な実証実験を始めると報道しました。NTTグループやJR東日本、セブン&アイ・ホールディングス、関西電力など30社超の企業・団体が参加し、デジタル通貨の効果や実現に向けた課題を検証するそうです。参加する企業は小売りや電力、保険など10以上のグループに分かれ、順次実験を始めるとともに、グループごとに令和4年度以降の実用化を目指しています。

「雑煮」



雑煮は、年神様にお供えた餅のご利益を頂戴するために、年神様の魂が宿った餅を野菜や鶏肉、魚介などと一緒
に煮込んで作る、お正月には欠かせない料理です。もともとは正月だけのものではなく、室町時代に武家社会の儀礼的な宴で、本膳料理の前菜として出されたものが始まりです。鮑や里芋、人参、大豆など健康に良いもの7種を入れた煮物で、お酒を飲む前に食べて臓腑を保護する意味があり、「保臍（ほうぞう）」と呼ばれ、江戸時代にお餅を入れて雑多なものを煮込む「雑煮」となりました。昔の人は、お雑煮を食べる際、旧年の農作物の収穫が無事であったことに感謝し、新年の豊作や家内安全を祈っていました。

1月の税務と労務

- ・国税／給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の提出 本年最初の給与支払日の前日
- ・国税／報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出 2月1日
- ・国税／源泉徴収票の交付、提出 2月1日
- ・国税／12月分源泉所得税の納付 1月12日
（納期の特例を受けている事業所の7～12月分は1月20日）
- ・国税／11月決算法人の確定申告（法人税・消費税等） 2月1日
- ・国税／5月決算法人の中間申告 2月1日
- ・国税／2月、5月、8月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 2月1日
- ・地方税／固定資産税の償却資産に関する申告 2月1日
- ・地方税／給与支払報告書の提出 2月1日

2月の税務と労務

- ・国税／令和2年分所得税の確定申告受付 2月16日～3月15日
（還付申告は申告期限前でも受け付けられます）
- ・国税／贈与税の申告受付 2月1日～3月15日
- ・国税／1月分源泉所得税の納付 2月10日
- ・国税／12月決算法人の確定申告（法人税・消費税等） 3月1日
- ・国税／6月決算法人の中間申告 3月1日
- ・国税／3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 3月1日
- ・国税／決算期の定めのない人格なき社団等の法人税の確定申告及び納付 3月1日
- ・地方税／固定資産税の第4期分の納付 市町村の条例で定める日

中野区だより

新型コロナウイルス感染症に関する支援制度

9月24日現在の情報です。要件や申請方法などについて詳しくは、区HPをご覧ください。各担当部署へ問い合わせを。
☆その他の支援一覧は、右記区HPをご覧ください

支援一覧はこちら



▲個人向け



▲事業者向け

個人向けの支援

感染などにより仕事ができない方へ

国民健康保険の傷病手当金

給与所得者が対象などの要件があります。必ず事前に問い合わせを

●国保給付係／2階 ☎(3228)5510

税・各種保険料の納付が難しい方へ

猶予・減免等の相談

●特別区民税・都民税(住民税)の猶予等
納税係／3階 ☎(3228)8924

●国民健康保険料の減免
資格賦課係／2階 ☎(3228)5511

●国民健康保険料の納付相談
国保徴収係／2階 ☎(3228)5509

●後期高齢者医療保険料の減免等
後期高齢者医療係／2階 ☎(3228)8944

●介護保険料の減免等
介護資格保険料係／2階 ☎(3228)6537

●国民年金保険料の免除等
国民年金係／1階 ☎(3228)5514

事業者向けの支援

補助金や経営について相談したい方へ

経営・補助金相談窓口

火～金曜日の午前9時～午後5時に直接、産業振興センター(中野2-13-14)へ。✉nakano.yorozu.soudan@city.tokyo-nakano.lg.jpでも相談可

●産業振興係／9階 ☎(3228)8729

売り上げが前年比で半減した方へ
持続化給付金

●持続化給付金事業コールセンター
☎0120(279)292

☆午前8時30分～午後7時(土曜日、祝日を除く)

賃料等の負担を軽減したい方へ
家賃支援給付金

●家賃支援給付金コールセンター
☎0120(653)930

☆午前8時30分～午後7時
(土曜日、祝日を除く)



催しに参加する際はご注意ください

開催状況は事前に確認を

新型コロナウイルス感染症の影響により、催しなどが中止や延期になる場合があります。最新の情報は、区HPで確認するか、各担当へ問い合わせてください。

感染症の拡大を防ぐために

催しなどに参加する際は、マスクの着用や手洗い、せきエチケットにご協力を。
☆発熱などの症状がある場合は、参加を控えてください

せきエチケット

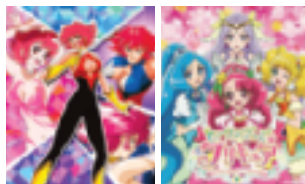


中野の秋を楽しもう

10月11日(日)
スポーツフェスティバル
(於：区内スポーツ施設)
(キリンレモンスポーツセンター)



10月17日(土)
アニメ・マンガフェス
2020 in 中野
(11月29日(日)イベント開催)



10月31日(土)まで開催
中野Loversウォーク2020
～中野を撮る！知る！
好きになる！～



大人のつどい

1月11日(月)祝
2部制で開催
～午後0:30～、3:30～
(於：サンプラザ)



法人会の「令和3年度税制改正に関する提言」まとまる

コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、 中小企業に実効性ある支援と税制措置を!

法人会の「令和3年度税制改正に関する提言」が、9月24日の公益財団法人全国法人会総連合(以下「全法連」)の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財制改革のあり方」「中小企業が事業継続するための税制措置」「地方のあり方」「震災復興等」「その他」からなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言(要約)は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

○新型コロナウイルスの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るための支援策を引き続き講じていく必要があり、国や地方は今般の支援制度の周知・広報の徹底や申請手続きの簡便化、スピーディーな給付等、実効性を確保することが重要である。

○新型コロナ拡大の収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化への対応や大胆な規制緩和を、スピード感をもって行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる必要があるが、それが財政規律を無視したバラマキ政策とならないよう十分配慮し、今年度補正予算で盛り込まれた膨大な予備費については厳しく使途をチェックする必要がある。

○財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須である。

○社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

○年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、

「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

○少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

3. 行政改革の徹底

○新型コロナウイルス対策についても、政治の対応が迷走、行政も旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかとなった。これを機に地方を含めた政府と議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制と国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制を求める。

II 中小企業が事業継続するための税制措置

1. 法人税関係

○中小企業は新型コロナ拡大による深刻な影響を受け不安が増幅し、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の拡充等が必要である。

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、それが直ちに本則化することが困難な場合は、令和3年3月末日となっている適用期限を延長する。

○租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、制度を拡充したうえで本則化するべきである。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。

○新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置については、新型コロナウイルスの収束時期が不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。

2. 消費税関係

○昨年10月に導入された軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいという、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

○消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

○令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。こうした中で新型コロナの拡大が特に小規模事業者等の事業継続に多大な影響を与えている。これら事業者が事務負担増等の理由により廃業を選択することのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応を求める。

3. 事業承継税制関係

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保等に大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

○事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減、あるいは免除する本格的な事業承継税制の創設を求める。

○相続税、贈与税の納税猶予制度は、猶予制度ではなく免除制度に改める。新型コロナの影響などを考慮すると、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するた

めには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、これから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念されるため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

4. 相続税・贈与税関係

○相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。なお、贈与税は経済の活性化に資するよう、基礎控除を引き上げ、相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げるべきである。

5. 地方税関係

○固定資産税については、令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

III 地方のあり方

○今般の新型コロナウイルス拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫りにする一方、地方分権化と広域行政の必要性も改めて問いかけることになった。地方分権化は国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図ることであり、これを機に分権化の議論がさらに高まることを期待したい。

IV 震災復興等

○東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～令和2年度）」も最終年度である5年目に入ったが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。

V その他

○税の意義や税が果たす役割を国民が十分に理解しているとはいいがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。

<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

—— 東京法人会連合会 ——

“税の作文コンクール”入賞作品

公益社団法人 中野法人会会長賞

【税金は夢や希望を紡いでくれる】

中野区南中野中学校 関戸 大輝 様

納税とは何なのか。それは全国民が国に税金を納めて国の発展、人々の発展に繋げるためのものである。しかしテレビなどの様々な情報を聞くと、税金はただの僕達の生活を縛りつけているように感じてしまう。また親の給料、僕達が買う物などの全てに税がかかっているため不満をもつ人も少なくはないと思う。それでも僕は納税はとても大切なことだと思う。なぜなら税金は僕達の夢や希望を紡いでくれているものだからである。

僕は現在中学三年生で習い事でサッカーをやっている。そして夢はもちろんプロサッカー選手になることだ。サッカーは小学四年生の頃から行なっていて、その時からずっとサッカーが大好きな典型的なサッカー小僧である。しかしそんな僕にもサッカーが嫌になった苦悩の時期があった。それは中学二年生の春である。運動している時に少し腰に違和感を感じていたが、それを無視してサッカー等を、続けていたら、最終的に歩いても痛い状態になり、全治半年以上となった。それまで一切怪我をしてこなかった僕にとっては、あまりにも受け入れ難いものであった。さらにこの怪我はもし完治したとしても再発する可能性が高く、すごく危険だとも言われた。ここで僕はそのまま怪我を恐れながらサッカーをプレーするのだったらいっそのことサッカーを辞めたほうがいいのかも、と本気で考えた。そんな中腰の治療をするために、整骨院に行った。僕は人生で初めて整骨院に行ったが、

そこには、マッサージ室、リハビリ室、電気治療器など色々な物がそろっていた。しかしその驚きよりも、ここに半年以上通うことになった場合どれほどの金額がかかるのかという心配が勝ってしまい、治療どころでは無かった。なおさらサッカーを辞めるしかないと思った。しかし会計の時なんと金額は無料だった。最高の治療をしてもらったにも関わらず、無料というのは意味がわからなかったが、後々調べたらそれは国が七割、区が三割負担してくれていたのだと知れた。さらにそれは「税金」によって支払われていたという事実も知ることができた。結局僕はその後、整骨院での治療の甲斐あり、四ヶ月で完治することができた。また現在も整骨院に行っていて未だに再発せずに、最高の状態でプレーをすることができている。そして、その間も税金により、治療費を賄ってもらっていた。

僕はこのような経験から税金というのは、人の夢、希望などを本人と一緒に作り上げてくれる本当に素晴らしいものだと思う。もし治療費が賄われていなかったら今のような夢を追いかけている僕はいないのかもしれない。恐らく多くの人が僕のように税金によって助けられた経験があるだろう。税金は誰にでも手を差し伸べてくれ、誰にでも未来への道をつくってくれる。その道を進んでいくのは、今から日本をつくる僕達、若者ではないのだろうか。

本部・部会だより

11月26日『理事会（事業・収支報告並びに今後の活動：新年会の中止等）＝書面決裁による』を開催！

訃 報

中野法人会・参与のお二人が逝去されました。

謹んでお悔やみ申し上げますと共に心からご冥福をお祈り申し上げます。

萩尾孝之様（第11支部副支部長：(株)都市美工 7月9日） 折原烈男様（第4支部相談役：折原コーヒー(株) 10月19日）

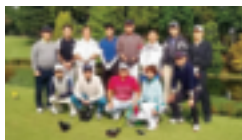
東法連・青連協及び第4ブロックの活動より



10/13 東法連・青連協ゴルフコンペ
代表で佐野氏参加！



10/20 東法連・青連協・第4ブロックゴルフコンペ



11/11～11/17 キッザニア東京



11/27 第4ブロックボウリング大会
(中野は第3位)

青年部会独自で“租税教室”を実施！

10月24日（区立江古田小学校6年1・2組(クラス別)）



～ 講師：米持氏・佐野氏



アシスタント：内山氏



～ 最後の挨拶：鳥居氏



～ 松井校長先生と…

本部・部会だより

活発な事業・研修（税関係）を展開!!

「第28回法人税実務講座」 & 「第29回源泉所得税実務講座」（10月29日 於：署別館）

【実務講座に参加して】

この度初めて参加させて頂きました。私自身は個人事業主のため、さしあたってどうしてもというわけではないのですが、将来的に知っておこうと思った事、難しいのできっと何回も勉強しないと理解できないだろうなと思っての参加でした。結果、やはり何度も聴かないと難しいですね。その難しい内容をわかりやすくご説明頂きました。今回は何と言っても新型コロナウイルスの影響で多くの企業がダメージを受け、そんな中の納税の猶予は大変あり



～ 参加された皆様 ～

ハピネスインテンション 山田ゆかり

がたく、手続き方法もわかりやすく、青色欠損金の繰戻し還付制度等利用できるものは全て利用して、このコロナを乗り切れればと改めて感じました。源泉所得税実務講座は経理の人は本当に大変で電子化の方向で課題もありますが、合理的になりますね。また機会もありますので、参加して理解を深めて行きたいと思っております。



（法人税）岡田上席



（源泉所得税）小野塚上席

中野法人会経営塾 第二弾（源泉研究部会 第394回研修会）（11月15日 於：サンプラザ）

◆ご注意を！昨年から変わっています！◆ ～～ 令和2年度・年末調整説明会 ～～

今回も、小野塚上席に研修して頂きました。

- 給与所得額控除額が改正された。
- 基礎控除の改定により「基礎控除申告書」の提出。
- 寡婦（寡夫）控除の適用要件の改正により「ひとり親控除」が創設された。
- 所得金額調整控除が創設された。

…等々、詳細に研修して頂きました。



講師：小野塚上席



皆様、真剣に…！



挨拶：安藤部会長

《第9回 税の川柳コンクール入賞発表》

応募作品（227点）から、源泉研究部会役員と理事の皆様を選考して頂きました。

《会長賞》

- ・いつからか 毎年ふるさと 変わってる
（源泉研究部会推薦による）

《会長賞》

- ・使い道 厳選（源泉）できず 湧く怒り

《優秀賞》

- ・給付金 出もとは私の 財布かな
- ・製造業 ゴートゥー全く あやかれず
- ・消費税 小さな貢献 大きな成果
- ・自粛せよ 税の免除は しないけど
- ・ぜい（税）肉は 在宅勤務で 倍返し
- ・できたてを 食べたいけれど もちかえる

中野法人会経営塾 第三弾 約40年ぶりの相続法改正ポイント（11月19日 於：法人会館）

昭和55年以来、約40年ぶりに大改正した相続税法について研修して頂きました。（以下、主な改正点）

「自筆証書遺言の方式の緩和」。今後ますます進展していく高齢化に対応し、「配偶者短期居住権、配偶者居住権の創設」。高齢化に伴い、事業承継を円滑にするために、



～ 参加された皆様 ～

「遺留分」の請求について金銭解決を原則化し、処理が円滑になるよう改正されました。

「自筆証書遺言の保管制度の創設」等々。

講師：宮川先生 挨拶：大月副会長
尚、当日配布した「小冊子」が若干ございます。
必要な方は事務局までお電話を！



第91回都市対抗野球大会（場所：東京ドーム 無観客戦）鷺宮製作所 出場

11/28西部ガス（福岡市）と対戦。2対1で、残念ながら準々決勝進出を逃しました。



第11回「税に関する絵はがきコンクール」

中野税務署長賞



入賞作品展示(法人会館1階)



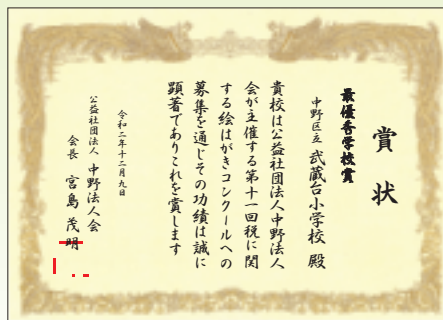
上鷺宮小学校
布目 詩織 様



10月 審査会(於:法人会館)



中野区立武蔵台小学校 殿



最優秀学校賞



(表彰式 12月9日 於:中野区役所)

中野都税
事務所長賞



江原小学校
山本 菜由 様

中野区長賞



武蔵台小学校
宮 小浪 様

中野租税教育
推進協議会長賞



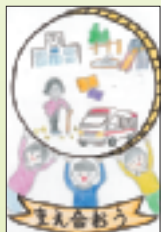
武蔵台小学校
中川 はる乃 様

中野法人会長賞



江原小学校
碓井 紗優 様

(青年部会推薦による)
中野法人会長賞



武蔵台小学校
妹尾 大翔 様

(女性部会推薦による)
中野法人会長賞



桃花小学校
奥山 ふみ 様

(女性部会推薦による)
中野法人会長賞



上鷺宮小学校
和田 愛佳 様

(女性部会推薦による)
中野法人会長賞



桃園第二小学校
佐藤 晶紀 様

(女性部会推薦による)
中野法人会長賞

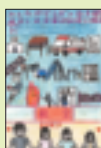


令和小学校
内田 桂稟 様

優 秀 賞



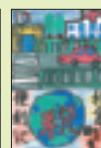
上鷺宮小学校
佐々木 結衣 様



江原小学校
碓井 紗和 様



武蔵台小学校
佐々木 陸 様



武蔵台小学校
大野 響花 様



武蔵台小学校
尾形 明咲 様



江原小学校
佐藤 なるみ 様



中野第一小学校
金井 沙樹 様



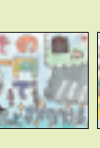
北原小学校
熊澤 衣愛 様



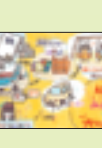
武蔵台小学校
桑原 こはる 様



武蔵台小学校
吉野 陽香 様



武蔵台小学校
吉野 陽香 様



武蔵台小学校
吉野 陽香 様